

議案第17号

西海市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

西海市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月29日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

西海市道路占用料徴収条例（平成17年西海市条例第215号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件	単位	占用料	
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	430
	第2種電柱		670
	第3種電柱		900
	第1種電話柱		390
	第2種電話柱		620
	第3種電話柱		850
	その他の柱類		39
	共架電線その他上空に設ける 線類		長さ1メートルに つき1年

	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	780
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	590
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	780
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230
	外径が1メートル以上のもの		470

法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動運行 補助施設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下に 設ける もの	長さ1メートルに つき1年	2	
			その他 のもの		8	
			道路の構造又は交 通の状況を表示す る標示柱その他の 柱類	1本につき1年	620	
			その他の もの	上空に 設ける もの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	390
				地下に 設ける もの		230
	その他のもの					780
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メ ートルにつき1年		780	
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及 び地下室	階数が1のもの		Aに0.004 を乗じて 得た額		
		階数が2のもの			Aに0.006 を乗じて 得た額	

		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		上空に設ける通路		290
		地下に設ける通路		180
		その他のもの		780
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	6
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	59
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	59
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	590
	標識		1本につき1年	620
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6
		その他のもの	1本につき1月	59
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき1月	590

		その他のもの		290	
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	780	
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	59	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				78	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額		

政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額

	上空に設けるもの	Aに0.022 を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.031 を乗じて 得た額
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031 を乗じて 得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置をするものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条及び5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置をするものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条及び5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地（政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形

成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。

- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の西海市道路占用料徴収条例別表の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該占用料に係る占用の期間が満了するまでの間は、この条例による改正後の西海市道路占用料徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新旧対照表

西海市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新				旧			
西海市道路占用料徴収条例				西海市道路占用料徴収条例			
平成17年4月1日 西海市条例第215号				平成17年4月1日 西海市条例第215号			
第1条から第5条 (略)				第1条から第5条 (略)			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>430</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>380</u>
	第2種電柱		<u>670</u>		第2種電柱		<u>580</u>
	第3種電柱		<u>900</u>		第3種電柱		<u>780</u>
	第1種電話柱		<u>390</u>		第1種電話柱		<u>340</u>
	第2種電話柱		<u>620</u>		第2種電話柱		<u>540</u>
	第3種電話柱		<u>850</u>		第3種電話柱		<u>740</u>

新			旧		
その他の柱類		<u>39</u>	その他の柱類		<u>34</u>
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>4</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>3</u>
地下に設ける電線その他の線類		2	地下に設ける電線その他の線類		2
路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>380</u>	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>330</u>
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>230</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>200</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>780</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>680</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>330</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>280</u>
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>590</u>	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>670</u>

新				旧			
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>780</u>		その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>680</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき1年	<u>16</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき1年	<u>14</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>20</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>35</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>30</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>47</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>41</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>70</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>61</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>93</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>81</u>

新					旧			
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>160</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>140</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>230</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>200</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>470</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>410</u>
<u>法第32条第1項第3号に掲げる施設</u>	<u>自動運行補助施設</u>	<u>法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する</u>	<u>地下に設けるもの</u>	<u>長さ1メートルにつき1年</u>	<u>2</u>	<u>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき1年</u>	<u>680</u>
			<u>その他</u>	<u>8</u>				

新					旧		
		導線その他の線類					
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年		620		
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年		390		
		地下に設けるもの			230		
	その他のもの				780		
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき		780		

新					旧				
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>290</u>		上空に設ける通路			<u>330</u>
	地下に設ける通路			<u>180</u>		地下に設ける通路			<u>200</u>
その他のもの		<u>780</u>	その他のもの		<u>680</u>				
法第32条第1項第6	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		<u>6</u>	法第32条第1項第6	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		<u>7</u>

新				旧					
号に掲げる施設	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>59</u>	号に掲げる施設	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>67</u>
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>59</u>	政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>67</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>590</u>			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>670</u>
	標識		1本につき1年	<u>620</u>	標識		1本につき1年	<u>540</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>6</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>7</u>	
その他のもの		1本につき1月	<u>59</u>	その他のもの		1本につき1月	<u>67</u>		

新				旧			
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>6</u>	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>7</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>59</u>		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>67</u>
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき1月		<u>590</u>	アーチ	車道を横断するもの
その他のもの		<u>290</u>		その他のもの	<u>330</u>		
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>780</u>	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>680</u>
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額	政令第7条第3号に掲げる施設			Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき	<u>59</u>	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき	<u>67</u>

新				旧			
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		1月	<u>78</u>	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		1月	<u>68</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額	階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額			

新			旧		
	階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額		階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる	建築物	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	政令第7条第10号に掲げる	建築物	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額

新			旧		
施設及び自動車駐車場	その他のもの	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額	施設及び自動車駐車場	その他のもの	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額

新			旧		
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額			
備考（略）			備考（略）		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の西海市道路占用料徴収条例別表の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該占用料に係る占用の期間が満了するまでの間は、この条例による改正後の西海市道路占用料徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。